

EU 備考

日 EU 独占禁止協定 詳細

1. 適用法令

反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定の締結に関する2003年6月16日付理事会決定 2003/520/EC (2003年7月22日付官報 L183 記載)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32003D0520>

反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定 (2003年7月22日付官報 L183 記載)

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=uriserv:OJ.L_.2003.183.01.0012.01.ENG

2. 概要

理事会決定 2003/520/EC (2003年6月16日発効) により、反競争的行為に対する協力に関して、欧州共同体と日本政府間で協定を締結することが承認された。

これを受けて、EU と日本は 2003 年 7 月 10 日、反競争的行為に関する具体的な協力の枠組みを定める協定（日 EU 独占禁止協定）を締結した。同協定は、EU と日本の双方の競争当局間の通報、協力、調整、競争法の執行の要請、利害の調整等を定めるものである。さらに、同協定は、カルテルに対抗すべく国際協力を促進し、政策変更および執行力強化、若しくは優先規制事項に関し定期的に検討するための場を提供することも規定している。

同協定の概要は以下のとおりである。

- 双方の競争当局 (EU では EU 競争法に基づく欧州委員会、日本では公正取引委員会) は、相手側に重大な影響を及ぼすと認められる、自国の競争法の執行状況について、相手側の競争当局に通知する。
- 双方の競争当局は、自国の法令および利害に合致する限り、相手側の競争当局に対し合理的に利用できるリソースの範囲内で、法の執行を支援する。
- 双方の競争当局は、相互に関連する事案に対し、競争法を執行する場合には、それぞれの執行の効率化、措置の矛盾回避のための調整について検討する。
- 双方の競争当局は、相手側の領域内で行われた反競争的行為が自国の利益に重大な影響を及ぼすことが確信される場合、相手側の競争当局に対して適切な法の執行の開始を要請できる。
- 双方の競争当局は、法の執行の全段階において、相手側の利害を慎重に考慮する。これには法の執行の開始、法の執行範囲と制裁の内容、あるいは個々の事案に求められるその他の解除の方法に関する決定を含む。

同協定の枠組みは、基本的に1999年10月に締結された日米独占禁止協力協定と同じものである。同協定は締結日より、30日後に発効した。

2019年2月に発効した日EU経済連携協定（EPA）は、日EU独占禁止協定の枠組みにおいて、反競争的行為に対して競争当局間の協力と調整を促進すること、さらに、そのための情報交換・提供を行うことを再確認している。また、競争法は全ての企業に対して無差別に適用され、公正なる手続きの下で執行されることも規定している。